

# 学校における携帯電話の取扱い に関するガイドライン（概要）

## 小学校（義務教育学校前期課程を含む。）

※従前どおり原則禁止

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情（遠距離通学、公共交通機関を利用した通学等）がある場合は例外を認める。

## 中学校（義務教育学校後期課程を含む。）

※原則禁止 一定条件のもと一部容認

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情がある場合は例外を認める。

なお、以下の①～④の事項について、学校と生徒・保護者との間で合意がなされている場合に限り、学校への持込みを認めることも考えられる。その際は、校内での使用を禁じたり、学校で一時的に預かるなど、教育活動に支障がないように配慮すること。

- ① 生徒が自らを律することができるルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- ② 校内での管理方法や紛失のトラブル等に関する責任の所在を明確化すること
- ③ 閲覧制限の「フィルタリング」を保護者の責任で設定すること
- ④ 携帯電話の危険性や正しい使い方を家庭や学校で指導すること

## 高等学校

※従前どおり持込みを認めるが、使用は原則禁止

携帯電話は学校における教育活動を目的としたICT機器を使用する場合を除き、直接必要のない物であることから、教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用については、原則禁止とする。

## 特別支援学校

※各学校の実態を踏まえてルールを設定

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、各学校において学校や地域の実態等を踏まえてルールを定めること。その際、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

### ～「携帯電話」の定義～

本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下の物をいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能を搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）やスマートフォン

※ タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は含まない。